

令和4年度第3回小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録（要録）
（通算第57回）

- 1 開催日時 令和4年8月30日（火曜日）午後2時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 健康センター4階 視聴覚室
- 3 出席者
 - (1) 委員 昼間守仁会長、大川強副会長、下重直樹委員、井上与一委員、村田明美委員
 - (2) 事務局 原課長、飯田係長、高橋主任、飯坂主任、榎本主任（総務課）
 - (3) 関係課 佐藤課長、山下課長補佐（水と緑と公園課）
- 4 傍聴者 なし
- 5 会次第
 - (1) 議事
 - ① 小平市用水路管理方針策定に係る市民アンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について（諮問）
 - ② 「（仮称）小平市個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）について」の市民意見公募手続の実施について（報告）
 - (2) その他
- 6 内容（要録）
 - (1) 小平市用水路管理方針策定に係る市民アンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について（諮問）

会長 議事の1番目「小平市用水路管理方針策定に係る市民アンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について」の諮問です。それでは、諮問内容について、担当課から説明をお願いします。

水と緑と公園課 それでは、資料1に沿って、説明いたします。

1の諮問理由でございますが、小平市用水路管理方針策定に係る市民アンケート調査を行うに当たり、住民基本台帳から調査対象者を抽出することが、小平市個人情報保護条例第4条第3項第8号の本人以外からの収集及び第10条第2項第6号の目的外利用に該当するため、小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問するものでございます。

続きまして、2の調査の目的でございますが、平成6年度に策定した小平市用水路活用計画は、市内全ての用水路について、将来的な活用の指針を示したものでござ

ございます。現在、活用計画は策定後25年以上経過し、用水路を取り巻く環境が変化しております。このことから、今後の用水路をより良い方向に進めていくために、今後の環境変化等にも柔軟に対応できる方針として、小平市用水路管理方針を策定し、その基礎資料とするため、用水路に関する意識の調査を行うものでございます。

3の調査の概要につきましては、調査地域は小平市全域です。調査対象は市内に住所を有する18歳以上の市民で、発送件数は、無作為抽出による1,000件です。調査期間は、令和4年11月初旬から概ね1か月程度を予定しております。調査方法は、アンケート用紙を郵送で配付し、郵送にて回収をいたします。

4の事務の流れでございますが、10月初旬に、住民基本台帳からデータ抽出いたします。10月中旬に、水と緑と公園課職員で宛名シールの添付作業を行います。なお、作業期間中の管理方法は、事務室内の鍵付保管場所にて管理し、作業場所は、庁舎内の鍵付会議室といたします。10月下旬に職員が送付物の確認の上、調査対象者へ調査票を送付します。11月下旬を目途に、調査対象者に調査票を市役所へ返送していただきます。12月以降に、アンケート調査結果の集計・分析を行う予定でございます。

次に、5の調査項目でございますが、1用水路全般に関する理解について、2市で整備した用水路に関する理解について、3今後の用水路の在り方について、そして、4回答者の属性についてお伺いいたします。回答者の属性については、性別、家族構成、年代、居住年数及び居住地域をお伺いいたします。

最後に、6のセキュリティ対策でございますが、住所及び氏名が記載されたラベルシールの封筒の貼付作業及び調査票の封入・発送、調査結果の分析・集計等の全ての業務を水と緑と公園課で行います。個人情報に関わる書類の保管につきましては、鍵付保管場所へ厳重に収納し、管理するなど、適正な管理を徹底してまいります。また、調査票の自由記述欄等に個人情報が記載された場合は、個人情報を含む書類として厳重に取り扱い、調査票の保存期間が経過した後は機密文書として溶解処理等を行います。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いたします。

会長 説明は終わりました。この件について、担当課に対して御質問はありますか。

委員 計画策定までのスケジュールを教えてくださいませんか。

水と緑と公園課 管理方針策定のスケジュールにつきましては、令和4年度は市民アンケート調査を行い、令和5年度の秋頃に計画の素案を策定し、市民意見公募手続を経て、令和5年度末に用水路管理方針の策定を予定しているところでございます。

委員 4ページの識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢までは分かりますが、アンケートの送付に性別は必要でしょうか。

水と緑と公園課 住民基本台帳からデータの抽出を依頼する際に、男女の割合を均

等にするため必要な情報となります。

委員 調査対象は18歳以上とあり、調査項目には年代とありますが、どの世代、年代があるのでしょうか。また、用水路がある地域別に回答をすることになるのでしょうか。

水と緑と公園課 年代につきましては、20代、30代、40代、50代、60代、70代の6つのパターンがあります。地域につきましては、市内を11エリアに分けて同等の割合になるようにデータの抽出をいたします。

会長 アンケート調査の回収率はどのくらいを見込んでいますか。

水と緑と公園課 概ね4割程度の回収率を期待しております。環境基本計画等での回収率は4割程度となっています。

会長 無作為抽出1,000件とありますが、2,000件ではないのですか。

水と緑と公園課 令和3年度に地域の方々との意見交換会を実施いたしました。その中で、今回と同様の内容のアンケートを460件配布しましたところ、6割の回答をいただきました。既にアンケートの回答をいただいていることを考慮し、今回のアンケート調査では1,000件と決定いたしました。

会長 市民の方をアンケート調査の対象としていますが、用水路に隣接する土地の所有者や居住者の意向を伺えるような内容のアンケートも良いのではないのでしょうか。

水と緑と公園課 用水路に隣接して生活している方々の想いが強いということはあると思いますが、昨年度の地域懇談会の中で、市内の用水路について知らないという御意見が多かったことから、市内の用水路について広く意見を収集するため、無作為抽出にてアンケートを実施することとしました。

会長 18才以下の方の意見も必要だと考えますが、いかがでしょうか。

水と緑と公園課 現時点では、小学生や中学生等の意見を聞くということは考えておりませんが、歴史や生き物調査等の学校の授業の中で、市内の用水路について広く知ってもらえる機会があると考えております。

会長 それでは、この諮問を承認してよいかどうかについていかがでしょうか。

委員 承認します。

委員 承認します。

委員 承認します。

委員 承認します。

会長 それでは、「小平市用水路管理方針策定に係る市民アンケート調査における個人情報本人以外からの収集及び目的外利用について」は、承認することといたします。

担当課の方は、ありがとうございました。

(2) 「(仮称) 小平市個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子案)について」の市民意見公募手続の実施について(報告)

会長 議事の2番目「(仮称) 小平市個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子案)について」の市民意見公募手続の実施について」の報告です。それでは、報告内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料2を御覧ください。

この件につきましては、前回開催いたしました7月26日の当審議会において、8月下旬から市民意見公募手続を実施するとお伝えしていたところですが、その詳細について報告させていただきます。

なお、本市民意見公募手続は、小平市自治基本条例第10条第1項第3号に規定されております「市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃」に該当するものと位置付けて実施しているものでございます。

それでは、最初に1の個人情報保護制度の見直しでございます。

前回の説明と繰り返しになりますが、令和3年5月19日付で公布されました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、個人情報の保護に関する法律、いわゆる、個人情報保護法が改正されました。この改正により、これまで別々に規律が定められていた3本の法律が個人情報保護法に統合されるとともに、地方公共団体についても個人情報保護法の規定が適用されることになりました。

次に、2の法施行条例の制定理由でございますが、個人情報保護法の改正に伴い、来年4月1日から個人情報保護法の規定が地方公共団体に適用されることになるため、個人情報保護法において条例に規定することを委任されている事項及び条例で定めることが許容されている事項を規定する「(仮称) 小平市個人情報の保護に関する法律施行条例」を新たに制定します。また、現行の小平市個人情報保護条例については、個人情報保護法が地方公共団体に適用されることにより制度の根拠が条例から法に移行されるため、不要な規定となることから廃止いたします。

次に、3の条例の内容でございますが、資料を1ページめくっていただき、資料2の3ページ目、右上に別紙と表記されているものを御覧ください。

1の条例の名称でございますが、条例に規定する事項は法の施行に関し必要な事項であり、個人情報保護法で規定する規律の範囲内における事項に限定されるため、法律施行条例という名称にいたします。

次に、2の趣旨でございますが、今申し上げたとおり、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める条例であるため、条例にはそのことを示す趣旨規定を置く予定でございます。

次に、3の個人情報取扱事務届出書でございますが、現行の条例では、各実施機関が保有個人情報を取り扱う事務を開始するときは、事務・事業の単位で個人情報

取扱事務届出書を作成し、市長に提出することにしており、その内容を年1回公表しております。この公表につきましては、公表前に当審議会にも毎年、報告させていただいていたところでございます。

これに対して、法では、この届出書とは別に、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられました。法では、届出書の作成は義務付けられておりませんが、現在の個人情報保護制度を後退させないため、引き続き、市では個人情報取扱事務届出書の作成、公表を継続していくものいたします。

次に、4の開示請求における開示情報・不開示情報でございますが、現行の条例でもそうでしたが、法では、保有個人情報に係る開示請求があった場合は原則開示となりますが、その例外として不開示情報が列挙されています。開示請求における開示情報・不開示情報は、小平市情報公開条例の規定との整合を図るため、情報公開条例において公開しないこととされている情報であって、法において不開示情報となっていないものについては不開示情報とします。

次に、5の開示請求に係る手数料でございますが、現行の条例では、開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は開示請求者の負担としています。これに対して、法では、「条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料」を徴収することとされておりますが、引き続き、市では開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用のみ請求者の負担といたします。

次に、6の開示請求等の手続でございますが、現行の条例では、開示請求に対する決定は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にならなければならない、やむを得ない理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として延長することができることにしています。これに対して、法では、開示決定等は開示請求があった日から30日以内にならなければならない、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日に限り延長することができることとされていますが、引き続き市では14日以内に開示決定をすることを原則といたします。

次に、7の審議会への諮問でございますが、現行の条例では、保有個人情報を目的外利用する場合等において事前に審議会の意見を聴く必要がありましたが、新しい法律施行条例では、法の規定どおり、保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに、審議会に諮問できることを規定いたします。なお、個人情報の収集、利用、提供、オンライン結合等、これまで諮問事項としていたものについては、典型的に審議会への諮問を要件とすることを条例において定めることは法違反になり、認められないこととなるため、来年4月以降は当審議会の諮問事項の対象から外れるこ

とになります。

次に、8の法施行条例に規定しない事項についてでございます。

1点目は、条例要配慮個人情報です。法では、第2条第3項に定める要配慮個人情報に加えて、地域の特性その他の事情に応じて、条例により、条例要配慮個人情報を定めることができることとされておりますが、市としましては、法が定める要配慮個人情報の範囲を超えて追加する必要がないため、規定は設けないことといたします。

次に、規定しない事項の2点目は、行政機関等匿名加工情報です。

匿名加工情報の提供制度は、当分の間、都道府県及び政令指定都市に適用され、その他の地方公共団体は任意とされているため、市としましては、規定を設けないことといたします。

以上が制定を予定している（仮称）小平市個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子案の内容となります。

続きまして、市民意見公募手続の実施に関して説明いたします。資料2の最初のページにお戻りください。

5の市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施でございますが、意見の募集期間は昨日、令和4年8月29日から9月27日までの30日間です。意見の提出方法は、意見、住所、氏名及び市内在住・在勤・在学等の要件に該当する旨を記載した意見書を、ホームページ、電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参の方法により提出していただきます。募集期間中は、ホームページにて骨子案について閲覧できるほか、総務課、市役所1階の市政資料コーナー及び東部・西部出張所に資料を配架しております。また、9月5日号の市報にも市民意見公募手続を実施している旨を掲載し、周知いたします。

また、本日追加で配付させていただきました資料2・追加の資料のとおり、市議会の条例につきましても同様に同じ期間において意見公募手続を行っております。

市議会につきましては、行政機関ではないことから来年4月以降も個人情報保護法は適用されません。これまで議会における個人情報保護の取扱いは、現行の小平市個人情報保護条例を根拠に制度運用が行われていましたが、この条例は廃止となるため、議会は自律的に規律を定める必要があり、（仮称）小平市議会の個人情報の保護に関する条例を制定する予定です。この条例は、（仮称）小平市個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）で説明した内容のほか、個人情報保護法の第5章に規定されている個人情報等の取扱いの原則等の事項を定める内容になります。

最後に、今後の予定でございますが、市民意見公募手続での御意見も踏まえ条例案を作成し、市議会12月定例会に条例議案を提出する予定です。条例案については次回以降の審議会でもた報告をさせていただきたいと考えております。

報告は以上です。

会長 報告は終わりました。この件について、事務局に対して御質問はありますか。

委員 小平市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行後、市の開示決定や訂正決定を審査する審査会の制度については、どのように変わるのでしょうか。

事務局 情報公開請求に対する公開決定や個人情報開示請求に対する開示決定において、市に対して不服がある場合は、小平市行政不服審査会に対して、審査請求をすることになります。その点は、現行どおりで変更はございません。

委員 現在でも個人情報保護条例の手引というものがありますが、市民が個人情報保護について理解しやすいように、何か分かりやすいものがあると良いと思います。

事務局 令和5年4月以降、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用されることから、個人情報保護制度の根拠は、大部分が法の根拠に移ります。制度の運用を適切に行っていくために、職員への周知等を行い、年度末までに、現行作成されている手引を改定したいと考えております。

会長 法律施行条例の規定の内容は、法の規定内容よりも厳しくなるということでしょうか。開示及び不開示情報の点について伺えたらと思います。また、追加資料の議会の条例では、条例の名称が法律施行条例という記載になっていないのはなぜでしょうか。3点目として、東京都で制定される条例との整合性はどのようになるのでしょうか。最後に、市の法律施行条例の施行規則を制定する予定はありますか。

事務局 1点目の開示情報及び不開示情報につきましては、市の情報公開条例と整合性を取るため、法において不開示情報となっていないものを市において不開示情報とする可能性があります。2点目の議会の条例につきましては、市議会は個人情報保護法の適用を受けないことから、市議会が制定する条例において、条例上に法と同様の規定を置く必要があります。市議会は独自で自律的に規律を定めることとなり、法とは切り離されているという考え方から市長部局とは異なり、法律施行条例という性格のものとはなりません。3点目の東京都との整合性につきましては、東京都の条例の具体的な内容はまだ分かりませんが、東京都においても個人情報保護法が直接適用されることとなるため、基本的には市とほぼ同じ作りの条例になると思われまます。4点目の市の法律施行条例の施行規則の制定につきましては、現在、請求書等の様式を規則で定めていますが、国からの参考様式の家が提示されていますので、今後は、現行様式と参考様式をさらに研究していく必要があると考えています。

会長 他に質問がないようですので、この件はこれで終了とします。

(3) その他

会長 その他に何か事務局からありますか。

事務局 特にありません。

会長 以上で本日の会議を終了します。お疲れ様でした。